

宜野湾市墓地基本計画



平成25年3月

宜野湾市

はじめに

墓地経営（墓地の整備や運営・管理等）の主体は、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、地方公共団体が行うのが基本原則であり、これによりがたい事情がある場合でも宗教法人や公益法人とされており、個人が主体になることは原則認められておりません。しかしながら、沖縄県では、伝統的な門中墓や家族墓に見られるように他都道府県と歴史的・文化的背景が異なり、個人で墓地を所有する慣習が根強いことから、このような地域特性に配慮し、個人墓地経営を特例として容認してきました。



また、戦後の急激な人口増加や墓地の形態の主流が家族墓へと移行したこともあり県内各所に、個人墓地が造られることとなりました。

本市においても個人墓地が市域の各所に造られ、その結果、墓地と住宅とが混在する市街地をつくり出すこととなりました。このことは、生活環境や景観の悪化を招くだけでなく、都市計画などの分野へも支障をきたす要因ともなっています。このような実態を把握するため、本市では、平成 21 年度に墓地実態調査を実施しております。

一方、本市の墓地需要を見ると、人口増加や核家族化傾向等により、需要推計では、今後の 20 年間で 3,620 基が新たに必要と見込まれています。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 2 次一括法）の成立に伴い、平成 24 年 4 月 1 日より墓地等の経営許可権限が県から本市へ移譲されました。

このような現状を踏まえ、新たな墓地需要に対する市民ニーズへの対応や生活環境の向上及び計画的な土地利用の推進に向けた墓地の立地と管理のあり方などの基本的な指針となる「宜野湾市墓地基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定に当たっては、活発なご議論を頂きました宜野湾市墓地基本計画策定委員会の委員各位をはじめ関係者の方々、また住民説明会等で貴重なご意見を頂きました市民の皆様に謝意を表すると共に厚く御礼申し上げます。

今後とも、本計画の推進と実現に向けて、なお一層のご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

目次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方	1
1-1 墓地基本計画策定の背景と目的	1
1-2 墓地基本計画対象区域	3
1-3 計画対象期間	3
1-4 計画の位置づけ	3
1-5 基本計画の構成	4
第2章 本市の墓地を取り巻く現況と課題	5
2-1 市域の概況	5
2-2 墓地の実態	16
2-3 墓地に係る上位・関連計画	23
2-4 墓地に係る土地利用規制	28
2-5 墓地に係る市民の意向	30
2-6 将来墓地需要の推計	37
2-7 墓地施策に係る計画課題	45
第3章 墓地基本計画がめざすもの	52
3-1 墓地施策の基本目標	52
3-2 施策の方向	54
3-3 施策の体系	56
第4章 墓地に係る取組施策と内容	57
4-1 既存墓地の適正管理	57
4-2 新たな墓地需要への対応	61
4-3 墓地の適正立地に向けた規制と誘導	68
4-4 計画的な墓地施策の展開	73
第5章 地区別墓地整備の方針	75
5-1 北地区の墓地整備の方針	76
5-2 西地区の墓地整備の方針	81
5-3 南地区の墓地整備の方針	85
5-4 国際学園都市地区の墓地整備の方針	89
5-5 東地区の墓地整備の方針	93

第6章 計画の推進体制	97
6-1 推進体制と各主体の役割	97
6-2 計画の進捗管理	99

《資料編》

1. 策定経過	100
2. 策定委員会設置要綱及び委員名簿	101
3. 検討部会設置要綱及び委員名簿	104